

和光市 報道発表資料 令和5年12月20日

タイトル	家屋における都市計画税課税誤りについて
いつ 実施日時・工期	令和5年12月18日
どこで 会場・開催地等	和光市役所 総務部 課税課
だれが 主催者・関係者	固定資産税及び都市計画税の納税義務者
なにを 事業内容など	市街化調整区域には課せられない家屋の都市計画税について、課税徴収していたことが判明いたしました。 対象件数 15件 対象年度 平成16年度から令和5年度まで
なぜ 目的・理由	土地及び家屋における都市計画税は、都市計画において市街化区域に定められた区域にのみ課税されます。 しかしながら本件では、都市計画税の課税を市街化調整区域の家屋に対して行っていたため、税額の誤りが生じたものであります。
どうした 経緯・経過	対象者への説明及び過納金の還付手続については、法令等に従い、速やかに進めていきます。また、本件を受けて、適正な家屋評価を行うべく、職員への法令等解釈の周知徹底を図っていきます。
金額	還付金額 3,793,226円（還付加算金加算前）

そ の 他	
問い合わせ先 担 当 課	課 名 和光市 総務部 課税課 氏 名 白 川 将 実 電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1 (内線 2 2 6 3)